

平成30年度 福知山商工会議所中小企業等復興支援事業補助金のご案内

～平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業等の復旧・復興を支援します～

対象事業者	京都府内に主たる事業所等を有し、平成30年7月豪雨により福知山市内に有する事業所等が被害を受け、復旧・復興などを旨す被災(り災)証明書を有する中小企業等。	
対象事業内容	被災した設備の更新・修理、建物の修繕など、中小企業等の復旧・復興につながる事業。	
補助金額 (補助率及び補助金額)	大規模な設備更新等に対する補助	小規模な機器の修繕等に対する補助
	《京都府》経費の15%以内 10万円以上100万円以内 ※H29・30連災の場合 補助率25% 上限150万円	《京都府》 補助事業に要する経費の2分の1以内 10万円以内
	《福知山市》経費の15%以内 10万円以上100万円以内 ※H29・30連災の場合 補助率20% 上限150万円	
	※大規模及び小規模補助金の併用は可能。	
対象経費(例)	・建物(工場、事務所、倉庫)及び附属設備(電気・給排水・冷暖房設備等)の修繕 ・構築物、機械装置、車両運搬具、備品の購入費等	・機械、屋根、床等の修繕及び店内清掃、什器備品類の買替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費等
	《補助対象経費に含まれないもの》 人件費、借入れに伴う支払利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不相当と認められる費用。	
対象事業期間	【京都府】平成30年7月6日(金)～平成31年2月28日(木)までに実施される事業 【福知山市】平成30年7月6日(金)～平成31年3月29日(金)までに実施される事業	
申請受付期間	平成30年8月20日(月)～平成30年10月31日(水)	
提出書類	■申請書(WEBサイトからダウンロードできます) ■平成30年7月豪雨の被災(り災)証明書の写し ■事業の内容がわかる見積書等の写し ※福知山市の補助金を申請する場合は福知山市の納税証明書(課税がない方は市税納付状況を確認する承諾書)	
交付決定	①申請内容等を審査し、その結果に基づき補助金の交付または不交付を決定します。 ②必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定します。	
その他	①補助金の支払いは、原則、取り組み(事業)終了後の精算払いとします。 ②補助事業申請、遂行及び実績報告は、中小企業応援隊員の確認を必要とします。 ③補助金の交付決定内容又は条件に違反する場合は交付決定を取り消すことがあります。 ④予算の範囲内で交付されますので、希望額全てに応じられない場合があります。	

【お申込み・お問い合わせ】
福知山商工会議所 中小企業相談所(中小企業応援隊)
 〒620-0037 福知山市字中ノ27
 TEL: 0773-22-2108 / FAX: 0773-23-6530
 URL: <http://www.fukuchiyama.or.jp>